慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	万国社会保険会議に就て
Sub Title	
Author	杉, 琢磨
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.5 (1914. 6) ,p.555(49)- 564(58)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140601-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

方法を用ひたるが如き、殊に斯くの如き組合の變體として、屢々基督教徒が其の宗法を破りて此組合に加入せしものありしことは、獨墺兩國古文書の吾人に示す處にして、例者「猶太人「デカニュス」は千二百三十五年、維也納の町人と共同事業を營み、千三百四十五年、猶太人「ダニエル」及「イサーク」の兩名は「コブレンツ」の「グルハルト」と「ライン」關税を抵當とする出資事業をなせしが如し(一)然れども之れ只だ變體のみ、其本色に至りては依然として自己の生存を全ふせんとする本能の發現たり。之を要するに猶太人が金錢に對する狂熱的態度は一方に於て彼等が此者の魔力を認めしと共に、自己の生存を全する救世主は只此者のみと信ぜしを以てなり、何となれば、當時にありて、只金錢のみが、彼等を壓迫者の手より救出すの力を有せしを以てなり、彼の十一世紀に於ける猶太人迫害の間に、悲慘なる運命に遭遇せし一「ラビー」の言に「基督教徒は暴力家なり、只此暴力を制する者は一に「金錢」のみ」と。(二)此語の中に中世に於ける猶太人の悲しむ可き運命は存せずや。(完)

(一) Hoffmann, s. 121.

(二) Schipper. s. 564

雜錄

萬國社會保險會議に就て

杉　琢磨

所謂勞働問題は今や文明諸國に通有の問題にして、近時之が解決若くは研究を目的とする所の各種の萬國會議開催せられ又常設の研究機關として國際的協會若くは學會の設立せらるゝもの少からず、而して此等の國際的協會中其起源最古く且其活動の最盛なるものは、勞働者保護に關する一般的問題の研究及其國際的解決を目的とする所の萬國勞働者保護法協會(International association for labour legislation. Association internationale pour la protection légale des travailleurs, Internationale Vereinigung für gesetzlichen Arbeiterschutz.)及び主として勞働保險の研究を目的とする所の萬國社會保險協會(International association for social insurance. Association internationale des assurances sociales. Internationale Vereinigung für Sozialversicherung.)の二者とし前者は各國政府(現時十六ヶ國)、私人及協會より成り、其本部を瑞西に置き、時々國際會議を開催し勞働者保護問題に關する國際的研究並に實行機關として著々其實效を擧げつゝあり、反之後者は全然私人の研究的團體にして前者の如く國際間の協約其他の方法に依り會議の決議を實際に施行するが如き事なしと雖、其會員中には諸國に於る著名なる勞働保險學者及實際家を網羅し、其研究の結果は直接間接に諸國の社會的立法に對して少からざる影響を與へつつあり。

予は本稿に於て近く本年九月下旬を期して其の第四回總會を巴里に開催せんとする所の萬國社會保險協會に就て其組織並に業務の概要を紹介せんと欲す。

本協會は遠く千八百八十九年巴里に於いて創設せられ、千八百九十一年瑞西の「ベルン」に於て初めて萬國勞働傷害會議（Congrès international des accidents du travail）を開催し、近世機械工業の發達に伴ふ所の業務災厄に對する勞働者の保護及救濟方法の研究に着手し、次で第二回會議（千八百九十四年）を伊太利の「ミラン」に於て第三回會議（千八百九十七年）を白耳義の「ブリュッセル」に於て、第四回會議（千九百年）を巴里に於て開催せしが、千九百二年特に博覽會の開催を機として獨逸の「デユッセルドルフ」に第五回萬國會議を開くや、勞働者の保護若くは救濟に關する社會問題は主として保險制度に依りて圓滿なる解決を遂ぐる事を得べしとの主意に基き、所謂社會的保險（Social insurance, Soziaiuersicherung, Assurance sociale.）の研究を以て其主眼となすに至り、同時に會議名を改めて萬國社會保險會議（Congrès internationale des assurances

sociales.）となし、次で千九百五年維納に、千九百八年羅馬に之を開催し、更に千九百十年海牙に於て、千九百十一年「ドレスデン」に於て、千九百十二年「チユーリッヒ」に於て其總會（Conférence）を招集せり。（註）

註、會議を分ちて公開會議（Congrès）及總會（Conférence）の二種とし、前者にありては其會議は一般に公開せられ且各國政府に對して公式の招待狀を發するも、後者にありては其列席者は原則として部内の會議に限らる、而して前述の海牙會議以下の三會議は所謂Conférenceにして、Congrèsは羅馬會議を以て最近とし、次會は明年を期し華盛頓に開かるゝ筈なり、尙本年九月下旬に開催せらるべき巴里會議はConférenceに屬す。

此會議は勞働保險に關する唯一の專門的國際研究機關にして、其會員には歐米各國に於る勞働保險學者及實際家を網羅し、巴里に國際常置委員會（Comité Permanent International des Assurances Sociales.）を設け、Bullettin des Assurances Sociales なる會報（毎年少なくとも六回の發行にして其一ヶ年の合本は七百頁乃至千頁の浩瀚なる大冊をなす）を發行し斯學の研鑽に對して絶へず新なる材料を供給しつゝあり、今千九百十年九月十六日の海牙會議に於て作成せられたる同委員新定款に依り其組織の大要を左に記述せん。

一、國際常置委員會の目的

國際常置委員會は世界に於ける社會保險制度を調査研究し、之が進歩發達を計る爲に、千八百八十九年巴里に創設せられ更に千九百十年の海牙會議に於て其業務を擴張せられたるものにして、現在に於ては諸國に於る各種の社會保險制度を比較研究し、之に關する會報を發行し及び社會保險に關する萬國會議の開催を準備し、並に各國に於る常置委員會支部の連絡を計るを以て其主要なる目的とす。

二、國際常置委員會の組織

國際常置委員會は各國に於る常置委員會支部の推薦に基き特に委員會に於て其の加入を認めたる正會員（membres titulaires）より成立す。

常置委員會は時宜に依り各國に屬すべき代表者（正會員）の數を一定する事を得、但し此の定數は委員會役員（membres du bureau）及名譽會員（membres d' honneur）を除き七名を超過する事を得ず。

正會員名簿は六年毎に（最初は千九百十六年）委員會に依りて改訂せらるべきものとす。

總ての正會員は自己と同國の他の正會員及び國際常置委員會々長の同意を得て、準會員（membres associés）及贊助會員（membres adhérents）の選擧に係る代理者（suppléant）を規定の總會に列席せしむる事を得べし。

國際常置委員會は自ら其の役員會を選擧す、此役員會は一名の會長(président)、四名の副會長(vice-présidents)及一名の幹事(secrétaire général)より成り、會長は會務を統裁し、副會長は會長を補佐し、幹事は會の庶務及會計をを司掌し及會報を編輯す、幹事は其職務を分擔せしむる爲に他の正會員中より副幹事(secrétaire général-adjoint)を任命せん事を發議する事を得、而して此の如き發議ありたるときは該副幹事は役員會に於て之を指名し、次期の委員會總會に於て之が承認を受くべきものとす。

役員は六年毎に、正會員名簿の改訂後に於て改選せらる、此選擧に於ては再選を妨げず。

役員に缺員を生じたるときは次期の總會に於て之れを補缺す、會長若くは幹事に缺員を生じたるときは役員會の發議により三ヶ月以内に之を補缺するを要す、此場合に於る補缺選擧は書面に依りて之を行ふ事を得べし。

現任役員の氏名左の如し

會長、前内閣議長、上院議員　レオン、ブルヂヨア(佛)

副會長　カムピアノー侯爵(伊)

「シカゴ」大學教授　ヘンダーソン(米)

「ストックホルム」高等工業學校教授　リンドステット(瑞典)

「ミユンヘン」大學正教授　フオン、マイヤー(獨)

幹事、王立佛蘭西專門學校教授　エヅアルド、フステ(佛)

三、各國委員會(常置委員會各國支部)

國際常置委員會の外、各國に常置委員會を設くる事を得、此の各國委員會は其國に屬する國際常置委員會正會員及び國際常置委員會に依りて指名せられたる五十名を超過せざる準會員より成立するものにして當該國に於る正會員の發起に因りて組織せらるゝものとす

委員會設立後、其の準會員に缺員を生じたるときは、當該國委員會に於て加入認可の方法により之を補缺す。

準會員名簿は六ヶ月毎に、國際常置委員會改選期前、各國委員會に於て之れを改訂するを要す、千九百十年に於て既に委員會の存在せる國に於ては海牙總會後相當の期間内に此新定款に依りて其組織を變更するを要す。

各國委員會の行ふべき重要なる職務を擧ぐれば左の如し。

(一)國際常置委員會に依りて指定せられたる國際的利害關係を有する各種の問題を調査研究し、之が結果を國際常置委員會に報告すること。

(二)各種の國際的調査に對して仲介の勞を執ること。

(三)公開會議若くは總會に於る討議に供する目的を以て國際委員會の要求せる各種の報告を準備すること。

(四)國際常置委員會の出版物(會報、統計報告等)に對して一定の協力を與ふること。

(五)當該國内に於る新贊助會員の募集に努力すること。

(六)出來得る限り國際委員會の爲に正會員準會員及時宜に依り贊助會員の會費を集金し並に自國民に對して國際委員會の出版物を配付するの任に當ること。

(七)適當の方法に依り其國の必要に應じて自國内に於る社會保險の發達に貢獻する事。

此の種の委員會は一般に萬國社會保險協會各國員會(Comité national de l'Association internationale des Assurances sociales, Landesausschuss der internationalen Vereinigung für Sozialversicherung, National Committee of the International Association for Social Insurance.)と稱せられ個々の

委員會に就ては之に當該國の國名を冠するものとす、例へば Luxemburgiches Komitee für Sozialversicherung, English Commitee for Social insurance, Comité portugais des Assurances sociales 等と云ふが如し。

四、贊助會員

正會員及び準會員の外、各國の官廳及私人は國際常置委員會贊助會員として下に掲ぐる一定の會費を拂込み、國際常置委員會の發行に係る各種の出版物の購讀を豫約する事を得べし。

以上掲げたる三種の會員、卽はち正會員、準會員及贊助會員より成る所の團體を略稱して萬國社會保險協會（Association internationale des Assurances sociales）と稱す。

五、會　費

正會員、準會員及び贊助會員は毎年少くとも十五法宛の會費を拂込む事を要し此會費拂込に依りて常置委員會の發行に係る總ての出版物の配付を受くるの權利を取得す。

各國委員會は其の委員會の費用に充つる爲に自國會員につき更に追加的會費を徵收するを妨げず。

國際委員會は各國委員會の推薦に基づき贊助會員中より通信會員（membres corréspondants）を選任する事を得、此通信會員の數は原則として當該國準會員の半數を超過する事を得ず、但し特に多數の贊助會員を有する國に於ては、國際委員會の許可を得て、制限以上の通信會員を置く事を得べし。

通信會員たる贊助會員は會費を免除せらる。

此の外、國際常置委員會は正會員殊に從來同會に對して功勞ある正會員にして實際上其職務を盡す事能はざるに至れるものに對して、名譽會員（membres d'honneur）名譽副會長（vice-président d'honneur）名譽會長（président d'honneur）等の稱號を與ふる事を得。

各種の會員にして寄附金若くは特に多額の會費の拂込に依りて會務の發展に貢獻せる者に對しては寄附會員（membres bonateurs）なる稱號を與ふるものとす。

六、會　議

國際常置委員會は其の役員會の決議に依り、若くは半數以上の正會員の請求に依り、萬國會議を開催す。

會議を分ちて總會（Conférence）及び公開會議（Congrès）の二種とし、總會は之を公開せず、其列席者は原則として正會員及準會員に限られ、唯例外として贊助會員殊に通信會員中より特選せられたる人を列席せしむる事を得べし、而して各國政府に對して外交的方法に依り公式の招待狀を發すべきや否やは各國委員會をして之を考査せしむ。

公開會議は多少間隔を置いて之れを開催するものとし、其會議は一般に公開せらる、且此會議に於ては各國政府に招待狀を發して其公式代表者の派遣を促すものとす。

總會及び公開會議に於ては常置委員會々長を以て其司會者とし、會長に故障あるときは副會長中の一名をして之に當らしむ司會者たる常置委員會會長若くは副會長は會議の一部に對して、當該國委員會會長をして司會者の職務を行はしむる事を得べし、會議に於て討議する問題に付ては議決せず。

以上は國際常置委員會新定款に依りて、萬國社會保險協會の組織の大要を述べたるものなるが茲に本稿を終るに臨み、同會が社會保險研究機關として如何に重要なる地位を占むるやを明にする爲に最近の公開會議たる千九百八年の羅馬會議に於る討議及報告の題目、及び千九百十二年瑞西の「チューリッヒ」に開かれたる總會の議題並に同會に出席せる會員其他の參列者中の著名なる人を紹介せんと欲す。

一、羅馬會議に於る討議及報告の題目

(イ)勞働保險に於る醫師の職務。
(ロ)社會醫學に關する特別教科の設置。
(ハ)勞働保險事務員の養成、之に關する各國の現狀竝に其改善。
(ニ)疾病、癈疾、其豫防及び保險に於る兩者の關係。
(ホ)職業的疾病の豫防及之が救濟策としての保險。
(ヘ)姙娠保險の組織。
(ト)寡婦及孤兒保險。
(チ)自己の意思に基かざる失業に對する保險
(リ)勞働保險統一問題。
(ヌ)勞働保險の弊害竝に保險類似制度。
(ル)業務災厄の豫防及業務の監督。
(ホ)國立機關に依る老癈又は寡婦、孤兒年金制度に對する補助金交付の形式。
(ワ)國際災害統計の組織。

二、「チユーリッヒ」會議に於る議題。

(イ)社會保險適用範圍擴張問題。
高級雇人(hauts-salariés)に對する擴張——雇人たると同時に獨立業者たる者(travailleurs mixtes)に對する擴張——收入の少額なる獨立業者に對する擴張。
(ロ)强制年金保險の任意的補充機關としての資金保險(通俗生命保險)の組織。
(ハ)社會保險費用負擔問題。
勞働者所得に對する影響——一般產業に對する影響——國庫に及せる影響。
(ニ)假病及從業不能誇張防止問題。
(ホ)國際的災害統計問題。
(ヘ)業務災厄救濟設備に關する問題。

三、「チユーリッヒ」會議に出席せる著名なる勞働保險學者又は實際家

此の會議は當時の國際常置委員會會長現佛國大統領、ポアンカレー氏支障缺席の爲め、副會長の一人たる獨逸のフオン、マイヤー教授司會の下に開催せられ、尙常置委員會幹事フステ教授病氣の爲、同教授の希望に依り、瑞西のボール、ロゴ氏を幹事とし、且つ特に獨逸帝國統計局長ツアッヘル博士及び瑞西のグートクネヒト博士に副幹事の職を委囑せり、同會に出席せる重なる正會員は、常置委員會副會長カムビアノー侯爵(伊)、同ヘンダーソン教授(米)、巴里高等鑛業學校教授モーリス、ベローム氏(佛)、「ハンザ」市立癈疾救濟局長ビーフェルト氏(獨)、「メトロポリタン」生命保險會社のリー、ケー、ブランケル氏(米)、前白耳義社會保險委員會副會長デュボア氏(白)、伯林癈疾救濟局長フロインド博士(獨)、瑞西社會保險委員會長、カウフマン博士(瑞)、獨逸帝國保險廳顧問會會長、クライン博士(獨)、瑞典國立保險局長ジヨン、メー氏(瑞典)、獨逸保險學協會幹事、アルフレッド、マーネス教授(獨)、歷山堡勞働保險局長カウフマン教授(歷)、社會保險及救濟局長、ゼー、ボーレー氏(佛)、巴里勞働會議所中央委員會會頭、ヂユアニー氏(佛)、瑞西社會保險委員會副會長、モーゼ教授(瑞)、西班牙國立救濟局、ロッペ、ヌンツ氏(西)、「ウュルテムブルグ」大學教授ピロティー氏(獨)、伊太利社會保險及救濟局長カマンニー氏(伊)、「ブリュッセル」貯金年金局長、ボージヤン氏(白)等にして此外、各國の社會政策學者及實際家を網羅せり。

本年九月を期して招集せらるべき第四回總會(Conférence)は同月巴里に於て招集せらるゝ失業協會常置委員會(Comité permanent de l'Association contre le chômage)總會の終了後引續き二十一日乃至二十四日の四日間に亘りて同地に開催せらるべく、同總會に於て討議せらるべき題目は

一、社會保險に對する實際上の負擔。

二、癈疾保險の財政組織。
三、各國に於る負擔の平均及社會保險に對する國際條約の可能。
四、獨立業者に對する社會保險の擴張。
五、家族に對する社會保險の擴張――通俗生命保險。
六、小兒保險殊に學童相互保險組合。
七、被保險者家族疾病保險。
八、社會保險と社會衛生。
九、災厄及癈疾に對する設備。

等にして、第一の問題に就ては、ツアーン、ブロインド(獨)、ウィドホルツ、ケグラー、キエンベック(墺)、ウエスターガール(丁)、バリオル、ヂユアニー(佛)、ポスマ(和)、メドラギー(伊)、カウフマン(歴)等の諸氏、第四の問題に就てはピロティー(獨)、シユミット、カーン、エルダーシユ(墺)トラップ(丁)、ショース(佛)、ルツジヤー(和)、カマンニー(伊)、カウフマン(歴)等の諸氏、第五の問題に就ては、ロイス、ビールフェルト(獨)、ブラッシユケ(墺)、クーロン、ブルーリー(佛)、フオン、リッケヴォルゼル(和)マガルディー(伊)、カウフマン(歴)等の諸氏、第六の問題に就ては、ビールフエルト、マーネス(獨)、ブラッシユケ(墺)、エヅアール、プティー(佛)、フオン、リッケヴォルゼル(和)、カヴァリエリ(伊)、アイト(歴)等の諸氏、第九の問題に就ては、ステッケル、リーニーガー(獨)、シユニッツエル(墺)、モニー、デレアルド(佛)、ヴォスネール、フオン、ツルーゼン(和)、ベルナッキー(伊)、グレッヘン(歴)等の諸氏に於て各其の調査の結果を報告する筈なり。(完)

英獨市政比較論（其の三）

村田岩次郎

獨逸の市長は概して米國の市長に類似して居る。其の法律上の權限は米國の市長程廣大ではないが、其の實際上の勢力は優に之と比肩し得るのである。仍て市長が有爲有能の人物ならんには、市政上活殺の權は彼の掌中に歸するのである。

併かし乍ら、市の條例を拒否するの權は市長に無い。市の豫算を編成し、之を市會に提出するは、市參事會の任務であつて市長の爲す所ではない。又市長は吏員任命上の廣大なる權限をも有して居らぬ。法律上よりすれば、市長は唯同僚間の首位に在るものに過ぎぬ。或る意味に於て、國王は都市行政の泉源とも謂ひ得る、何となれば市長を選擇する者は市會であるが、之を確定する者は國王であるからである。勿論國王は通例市會の選擧を承認ずる。さり乍ら、數年前、伯林市會が國王の意に叶はざる人物を市長に推擧するや、市會の意見は國王に依て拒否せらるゝの悲運に會したのである。然も市會は再び同一人を選擧し、國王亦舊の如くなりしを以て伯林は暫く市長なき都市となつた。結局市會は讓歩して他の候補者を選び、斯くして國王の允許を得たのであつたが、此種の紛議は小都市にも起つた所である。普漏西の三級選擧制度を採用せざる聯邦に於ては國王の拒否權は將來一層頻繁に行使せらるゝ傾がないではない、又普漏西が普通選擧制度を採用するに至つたなれば同樣の紛議が頻發することは豫想が出來る。巴威倫の市參事會には既に社會黨員を見、又多くの都市は益々社會黨員の勢力を增加する傾が有る。併し社會黨員の出現は吏員の品性、若くは都市行政の效程に恐らく何等の變化をも生ぜしむることはなからう、何となれば獨逸に於ける